

市内 = 同一株式制度ノ食費セテ所アリ本争議ノ解決条件ノ他  
 = 及ホマ影響シ憂慮シ態度頗ル強硬ニシテ甚ニ宥認ノ模様ナ  
 シ全争議關係者ノ解雇ヲ以テ臨ミ營業所ノ閉鎖ヲニ敢テ辞セ  
 サルノ意嚮ヲ有シ居レリ  
 八、 交渉状況  
 九月三日午後二時半従業員代表トシテ一政政雄佐々木未藏小  
 池潤一郎小林重治組合本部長池善二外一名ハ合企業事務部  
 = 事務室ニ訪問シタルニ不在ニ爲メ次序酒井甚太郎ト合  
 前記要領書ヲ提出シ回答ヲ求メタルカ即答ヲ避ケタリ  
 日ノ約シ約三十分ニシテ辭去セリ

右及申(通) 根拠也

報 類 書

- 一、 最底賃金五枚未以上トサレ度レ
- 二、 深夜制度ヲ制定サレ度レ
- 三、 任意日ハニシテ赤帯ナレズル場合ハ月収四十円以下トサレ度レ
- 四、 医職手當ヲ市営並ニ制定サレ度レ
- 五、 月二回ノ公休ヲ認メ日給ヲ支給サレ度レ
- 六、 勤務時間ヲ市営ト合様ニ定メ以上長シナル場合ハ時間外半額ヲ支給サレ度レ
- 七、 二年ノ賃金ヲ市営ト合様ニサレ度レ
- 八、 日水及休賃儀ヲ支給サレ度レ
- 九、 斯部ニ對シテ半期毎ニ支給一呈及ボーイニ對シテハ一月ニ三宛半額ヲ支給サレ度レ
- 十、 半期毎ニ器具ノ手入ヲサレ度レ
- 十一、 業務上買傷シタル場合日給ヲ支給シ休養ニシテ度レ
- 十二、 労働下種セテ以上尺勤ノ重病ニ對シテハ日給ノ半額及治療費ノ半額ヲ支給サレ度レ
- 十三、 今更ノ件ニ對シテ報類者ヲ追討ニ出サシムニト